

土地境界鑑定実務研修課程単位規程

（目的）

第1条 この規程は、土地境界に関する鑑定実務の習得を目的とし、愛媛県土地家屋調査士会会則第85条第1項及び第2項の規程に基づき必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

① 土地境界に関する鑑定実務

土地境界に関する鑑定とは、土地の境界に関し専門的知見から調査・測量を実施し、筆界調査委員として実施する意見書及び裁判所での鑑定報告書又は鑑定意見書などを作成することをいう。

② 土地境界鑑定実務研修課程単位（以下、「本単位」という）

別に定める土地境界鑑定実務研修課程単位表（以下、「別紙単位表」という）による。

③ 土地境界鑑定実務研修

土地境界鑑定実務研修課程単位規程（以下、「本規程」という）に基づく研修をいう。

（事務）

第3条 本規程の事務は、研修部がつかさどる。

（研修計画表）

第4条 研修部は、土地境界鑑定実務研修（以下、「本研修」という）の実施にあたっては、単位取得のための研修を円滑に実施するため、土地境界鑑定実務研修計画表（以下、「計画表」という）を作成しなければならない。

2 計画表は、研修開始までに会長の承認を得るものとする。

3 計画表は、次の各号に関する事項について定めるものとする。

① 研修の運営

② 研修期間、受講日時及び研修科目並びに受講料

③ その他研修に関して必要な事項

4 研修部長は、会長の承認を受けた計画表を速やかに会員に公表するものとする。

5 講師などの都合などにより、研修についての計画に変更が生じる場合は、速やかに会員に知らせなければならない。

（受講者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者を受講者とする。

① 土地家屋調査士会会員

② 土地家屋調査士となる資格を有する者で会長が認めた者

2 本単位による認定を受けようとする受講者は、最初の研修募集の際にその旨を付記して申し込まなければならない。

(受講料)

第6条 本研修にかかる費用は、受講者に負担を求めることができる。

(受講者の募集)

第7条 研修部は、本研修を実施する場合には、研修案内に本単位に基づく単位が付与される旨を明記しなければならない。

(研修科目)

第8条 本規程による研修科目は、別紙単位表による。

(講師)

第9条 本研修は、外部講師を招聘して又は愛媛県土地家屋調査士会会員を講師として委嘱し実施する。

(土地境界鑑定実務研修課程修了者)

第10条 本研修を受講し、別紙単位表の条件を満たした者を土地境界鑑定実務研修課程修了者（以下、「修了者」という）とする。

(修了者名簿及び修了証)

第11条 研修部は、修了者名簿に修了者を記載し、修了者には愛媛県土地家屋調査士会会長より修了証を交付するものとする。

(筆界調査委員推薦基準)

第12条 研修部は、修了者を、筆界調査委員候補者として会長に推薦することができる。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(運用基準)

第14条 研修部は、本規程に関して運用基準を作成することができる。

(その他)

第15条 この規程に定めのない事項若しくはこの規程の定めによることが困難な事項が発生した場合は、研修部で協議して対応するものとする。

附 則

(制定の趣旨)

現在の裁判所での境界鑑定については、測量鑑定は別として、殆ど実施されていないのが現状である。ところが、それに代わる制度として筆界特定制度があり、そこには調査士会から筆界調査委員を推薦することとなっており、能力が保証される筆界調査委員を養成する必要がある。「土地境界鑑定人育成研修」については、正規の鑑定人研修として優れている。しかし、何年か連続しての開催は、参加者数の確保が難しいという現実がある。そこで「土地境界鑑定人育成研修」の開催が困難と研修部が判断した場合に「土地境界鑑定実務研修」を実施することとし、その運用のため本規程を制定する。

(施行期日)

この規程は、平成22年4月24日から施行する。